

県営(有)林事業入札説明書

令和7年7月24日

入札者は、下記の事項を承知のうえ、入札に参加してください。

なお、この入札説明書は、滋賀県財務規則、県営(有)林事業実施要領ならびに県営(有)林事業入札執行要領を抜粋・説明したものです。

1 入札参加資格について

入札公告における入札に参加する者に必要な資格のうち、「滋賀県森林作業道作設指針に基づき森林作業道を適切に作設できる技能者を有していること」とは、具体的には、県の開催する森林作業道作設研修の受講を終了した者を有していることとします。

2 保証金について

(1) 入札保証金

入札公告に記載のとおりとします。

(2) 契約保証金

免除します。

3 前金払および部分払について

(1) 前金払

入札公告に記載のとおりとします。

(2) 中間前払金

入札公告に記載のとおりとします。

(2) 部分払

入札公告に記載のとおりとします。

4 落札者の決定方法について

委託事業入札額が最低制限価格以上でその予定価格の制限の範囲内で、かつ伐採木買取入札額がその予定価格以上の入札者のうち、伐採木買取入札額が委託事業入札額を上回る場合は、委託事業入札額と伐採木買取入札額との差額（以下「差引金額」という。）が最も大きな者が落札者となり、この場合に該当する者がいない場合、差引金額が最も小さな者が落札者となります。なお、最低制限価格を下回る入札は失格とし、本件事業について再度入札に参加することはできません。

なお、再度入札の場合、委託事業については、最低の入札価格を上回る入札をした者、伐採木買取については、最高の入札価格を下回る入札をした者の入札は無効とします。

5 無効入札について

以下の場合にあっては、その入札を無効とします。

(1) 入札参加の資格のない者のした入札

(2) 委任状を提出しない代理人のした入札

- (3) 入札者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意志表示をした入札
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (5) 入札保証金を必要とする入札で入札保証金を納めない者または不足する者のした入札
- (6) 入札書記載の金額、住所、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (7) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (8) 次に掲げる登録済の専門技術者のいずれかを雇用していない者のした入札

ア) 一般社団法人日本森林技術協会の認定する林業技士(林業経営)

イ) 林業労働力の確保の促進に関する法律第11条第1項の規定により知事の指定を受けた滋賀県林業労働力確保支援センターが実施する所定の研修を受講し、当該研修の修了認定書の交付を受けた森林管理技術者(淡海フォレスター)または、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令(平成8年農林水産省令第25号)第1条の農林水産省が備える研修終了者名簿に登録された林業作業士(フォレストワーカー)

ウ) 森林整備(A)の入札については、上記ア)イ)に加え、一般社団法人日本森林技術協会の認定する林業技士(森林土木)または、造園施工管理技士または、土木施工管理技士

- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

6 入札の辞退について

- (1) 再度入札に参加しない場合は、その旨入札執行者に申し出て、入札執務室から退出してください。なお、既に投函した入札書は撤回できません。
- (2) 随意契約の手続きに移るときに、随意契約の見積に参加しない場合は、入札執行者に申し出て、入札執務室から退出してください。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札について不利益な取扱いを受けるものではありません。

7 その他必要事項

- (1) 入札価格(委託事業入札価格および伐採木買取入札価格のそれぞれ)が予定価格に比し著しく差のあるときは入札執行を一時中止することがあります。この場合には入札執行者の決定するところにより、入札執行の再開・打切りまたは適当な指示を行うことがあります。
- (2) 入札前に、森林整備一般競争入札専門技術者確認資料を提出してください。
- (3) 入札当日は積算内訳書(単価表を除く)を必ず持参してください。
- (4) 落札者は、落札決定の通知を受けたときは、速やかに契約書を契約担当者に提出しなければなりません。
- (5) 設計書、図面および仕様書を熟覧し、入札期日の前日までに疑義等の確認をしておいてください。公告および設計図書等に対する質問がある場合は、持参またはファクシミリ(様式は任意です。また、ファクシミリの場合は提出先に着信の確認をすること)により書面で提出してください。受付場所および受付期間は公告のとおりとします。また、質問に対する回答は、公告に定める場所および期間において閲覧に

供するものとします。

- (6) この入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

8 その他

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札公告の特記事項については、必ず確認して、入札に参加してください。
- (3) 入札時の各種提出書類について、令和2年11月1日付け県営（有）林事業入札執行要領の一部改正に伴い、書類様式も改正されているため留意してください。
- (4) 落札決定者には、電子契約か書面契約か、希望を確認して契約を締結します。